

高齢者虐待防止に関する指針

社会福祉法人たるかわ福社会
特別養護老人ホームみほた

【R3.4.1 版】

本指針の目的

令和3年度介護報酬改定に伴う「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十六号）改正において、虐待防止対策をとることが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じることが求められました。

本指針は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発214 厚生省老人保健福祉局長通知）」における「第1 一般的事項 20 虐待の防止（基準第31条の2）② 虐待の防止のための指針」として、定めるものです。

1. 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません（別表①参照）。

サービスの質という観点から連続的にとらえ、明確な虐待行為と区別せず、不適切なケア（対応）も広い意味合いで高齢者虐待との考えを持ちます。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

- 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、当該者を以て、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とみなします。
- リスクマネジメント・身体拘束廃止・感染防止対策委員会を「虐待防止検討委員会」と位置づけ、加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。
- 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集します。

- 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための体制整備に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見(別表②参照)・事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の改善策
- 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 虐待等が発生した場合には、通報義務を厳守し速やかに市町村へ通報するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

- 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関(別表③参照)に相談します。
- 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口(別表④参照)を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとしします。
- 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- 3 に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

別表① 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型(例)

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>① 暴力的行為 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 ※2</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
iii 心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度

区分	具体的な例
	<ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言脅す。など ② 侮辱的な発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者ががしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など ⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など ⑦ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など
iv 性的虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など
v 経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制

区分	具体的な例
	限すること <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

※1 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和 25 年6月 10 日）

※2 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制とは、利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則ですが、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性 身体拘束その他の行動制限が一次的なものであること。

別表②**虐待早期発見チェックリスト**

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは、あくまで例示であるので、これ以外にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

【身体的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	説明のつかない小さな傷が頻繁にみられる。
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやミミズ腫れがある。
	頭、顔、背中などに傷がある。
	臀部や手のひら、背中などにやけどに火傷の傷がある。
	特別な身体障害や疾患がないにも関わらず、急にぐったりしている。
	傷やアザがあると思われるが、必要以上に見せたがらない。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	「施設にいたくない」「蹴られる」等の訴えがある。
	傷やアザに関する説明のつじつまがあわない。
	一定の職員に対し、避けたり、怯えるなどの表情等がみられる。
	失禁、便失禁が増えた。
	自傷や他傷が多くなった。
	表情・行動が落ち着かず、多動となった。
	日課等の参加を拒否し、居室から出ようとしない。
	衣類が破けたり、ちぎれたりしている。

【心理的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	食欲の変化、摂食障害（過食、拒食）が見られる。
	掻きむしり、噛みつき、ゆすり等が見られる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の訴えや状態がある。
	過度の恐怖心、怯えを示す。
	強い無力感、あきらめ、なげやりな態度がみられる。
	家への電話の要求が極端に増えたり、保護者の面会や外泊要求が強くなる。
	頭痛や腹痛当の訴えが多くなった。
	今までに無かった行動や言動が多くなった。
	利用者本人の持ち物や大事にしているものが無くなった等の訴えがある。

	表情に覇気が無く、塞ぎこむことが多く見られるようになった。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	泣く、わめく、叫ぶなどの症状が見られる。

【性的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	肛門や女性性器に出血や傷が見られたり、性器に痛みやかゆみなど普段と違った訴えがある。
	「胸を触られた」「裸にされた」等の訴えがある。
	一定の男性職員が女性利用者の支援に関わっていることが多く見られる。
	一定の女性職員が男性利用者の支援に関わっていることが多く見られる。
	男性職員が女性の下着を扱っている等の訴えがある。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある。
	預かり金の残高の減り方が異常に早いと思われる時。
	預かり金の残高が合わないことが多い職員。
	ジュース購入日にジュースを飲んでいないといった訴えがある。

【支援・介護の放棄・放任のサイン】

チェック欄	サイン例
	居室が極端に非衛生的、あるいは悪臭が酷い。
	濡れたままの下着をつけたままである。
	寝具や衣類が汚れたままであることが多い。
	処方薬を服薬しているにも関わらず、検査データが改善せず、悪化している。
	利用者から「聞いてくれない」「相手をしてくれない」等の訴えがある。

【支援者の態度にみられるサイン】

チェック欄	サイン例
	利用者に対して暴言を吐く。
	利用者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	利用者の支援や介助に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	上司や同僚の助言を聞き入れず、不適切な支援方法のこだわりが見られる。

	利用者の健康や疾患に関心が無く、知識や技術が見につかない。
	利用者に対し、過度な口の利き方をする。
	利用者のプロフィールに関し、覚えていない。
	利用者に対し横暴な態度がみられる。
	直接処遇に関わっている場面が極端に少ない。
	上司や家族との接触をさけていることが多い。
	遅刻・早退・欠勤が増えた。
	職員研修等を私用で休むことが多い。(不参加)
	他の職員と交わらず、1人であることが多い。
	常に周囲を気にしているような素振りが多い。
	ケース記録等に不備が多い。
	報告・連絡が粗雑であったり、行わない。

別表③

郡山市の高齢者虐待相談窓口

《郡山市》

担当課名	担当地域	住所	電話番号
郡山市地域包括ケア推進課	郡山市全域	郡山市朝日一丁目 23-7	924-3561
夜間・休日の場合(警備室)			924-2491

《高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)》

名称	担当地域	住所	電話番号
郡山北部 高齢者あんしんセンター	桃見台 大島	並木二丁目 12-7	931-3032
郡山中央 高齢者あんしんセンター	金透・薫 赤木・芳山	細沼町 3-4 細沼ハイツ A-101	925-5858
郡山南 高齢者あんしんセンター	橘・三中 桜・久留米	香久池一丁目 18-11	991-6221
郡山西部 高齢者あんしんセンター	開成 桑野の一部	島二丁目 9-18	923-6221
芳賀・小原田 高齢者あんしんセンター	芳賀 小原田	昭和二丁目 17-2	941-1121
富田 高齢者あんしんセンター	富田町・希望ヶ丘 小山田・桑野の一部	上亀田 1-1	935-0522
大槻・逢瀬 高齢者あんしんセンター	大槻町 逢瀬町	大槻町字西勝ノ木 5-1	962-3945
大成・大槻東 高齢者あんしんセンター	大成 大槻東	鳴神三丁目 110	962-7013
安積 高齢者あんしんセンター	安積町	安積町笹川字日光池西 6-1	946-9088
三穂田 高齢者あんしんセンター	三穂田町	安積町成田字漆山 50	946-1527
片平・喜久田 高齢者あんしんセンター	片平町 喜久田町	片平町字妙見館 1-1	962-0354
日和田・西田 高齢者あんしんセンター	日和田町 西田町	日和田町梅沢字丹波山 3-2	958-6878
富久山 高齢者あんしんセンター	富久山町	八山田七丁目 136	934-5340
湖南地区 高齢者あんしんセンター	湖南町	湖南町船津字小磯 5112-1	992-0291
熱海 高齢者あんしんセンター	熱海町	熱海町熱海五丁目 240	9844-6868
田村 高齢者あんしんセンター	田村町	田村町岩作字穂多札 216-1	955-4013
郡山東部・中田 高齢者あんしんセンター	東部・中田町 緑ヶ丘	安原町谷津 171-1	956-8200

別表④

関係機関一覧

《行政センター》

機関名	住所	電話番号
富田行政センター	町東三丁目 84 番地	951-7200
大槻行政センター	大槻町字中前田 56-1	951-1510
安積行政センター	安積一丁目 38	945-0331
三穂田行政センター	三穂田町富岡字鹿ノ崎 11-1	954-2111
逢瀬行政センター	逢瀬町多田野字南原 3	957-3000
片平行政センター	片平町字町南 7-2	951-5080
喜久田行政センター	喜久田町堀之内字下河原 1	959-2003
日和田行政センター	日和田町字広野入 5-1	958-2111
富久山行政センター	富久山町福原字泉崎 181-1	932-6080
湖南行政センター	湖南町福良字家老 9381-2	983-2111
熱海行政センター	熱海町熱海二丁目 15-1	984-3101
田村行政センター	田村町岩作字穂多礼 72	955-3101
西田行政センター	西田町三丁目字桜内 259	972-2111
中田行政センター	中田町下枝字大平 358	973-2111

《その他の関係機関》

機関名	住所	電話番号
郡山警察署	城清水 23	922-2800
郡山北警察署	富田東三丁目 109	991-0110
福島地方務局郡山支局	希望ヶ丘 31-26 郡山第 2 法務総合庁舎	962-4500
郡山人権擁護委員協議会	希望ヶ丘 31-26 郡山第 2 法務総合庁舎	962-4500
福島県弁護士会郡山支部	堂前町 25-23	922-1846
郡山医師会	朝日二丁目 15-1	922-8087
郡山市社会福祉協議会	朝日一丁目 29-9	932-5311
郡山市民生児童委員協議会連合会	朝日一丁目 29-9	932-5311
養護老人ホーム希望ヶ丘ホーム	希望ヶ丘 31-26	951-9900
福祉まると相談窓口 (北東エリア担当)	昭和二丁目 21-3 ダイヤソニックビル 1F (芳賀・小原田高齢者あんしんセンター内併設)	954-3211
福祉まると相談窓口 (南西エリア担当)	安積町笹川字目光池西 6-1 (安積高齢者あんしんセンター内併設)	945-2778
福祉まると相談窓口(保健福祉総務課内) (中央・湖南・熱海エリア担当)	朝日一丁目 23-7	924-3822
郡山市障がい福祉課	朝日一丁目 23-7	924-2381
郡山市健康長寿課	朝日一丁目 23-7	924-2401
郡山市介護保険課	朝日一丁目 23-7	924-3021
郡山市保健所	朝日二丁目 15-1	924-2163
消費生活センター(セーフコミュニティ課)	朝日一丁目 23-7	921-0333
市民相談センター(市民・NPO 活動推進課)	朝日一丁目 23-7	924-2155

参考条文

■ 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四十六号)

(基本方針)

第二条 2～4 略

5

特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(処遇の方針)

第三十一条の二

特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

■ 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日老発214 厚生省老人保健福祉局長通知)」

第1 一般的事項 6 運営規程

(6)虐待の防止のための措置に関する事項(第8号)

第4の20の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

第4 処遇に関する事項

20 虐待の防止(基準第31条の2)

基準第31条の2は虐待の防止に関する事項について規定したものである。

虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、特別養護老人ホームは虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する

支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

特別養護老人ホームは高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながら入所者のケアにあたる必要があり、第2条の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、職員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

特別養護老人ホームの職員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、特別養護老人ホームは当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号)

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、職員に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針(第2号)

特別養護老人ホームが整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)

職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差

し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）

特別養護老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい